

## ○第190回肥料・飼料等専門調査会(非公開)

日時：令和5年8月7日(月) 14:00~16:30

### 議事概要：

#### (1) 飼料添加物(3-ニトロオキシプロパノール)\*<sup>1</sup>の食品健康影響評価について

審議の結果、3-ニトロオキシプロパノールの許容一日摂取量(ADI)を1 mg/kg 体重/日とすることが了承され、評価書(案)を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとされた。

\*<sup>1</sup>飼料添加物として、飼料の栄養成分その他の有効成分の補給(牛の暖気中のメタンの削減)を目的に使用されます。

#### (2) 飼料添加物(3-ニトロオキシプロパノールを有効成分とする飼料添加物)\*<sup>2</sup>の食品健康影響評価について

審議の結果、3-ニトロオキシプロパノールを有効成分とする飼料添加物は、本飼料添加物が、飼料添加物として適切に使用される限りにおいては、食品を通じて人の健康に影響を与える可能性は無視できる程度とすることが了承され、評価書(案)を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとされた。

\*<sup>2</sup>飼料の栄養成分その他の有効成分の補給(牛の暖気中のメタンの削減)を目的に、乳用牛及び肉用牛の飼料に添加して使用されます。

#### (3) 動物用医薬品(タイロシン)\*<sup>3</sup>の食品健康影響評価について

審議の結果、タイロシンのADIを0.011 mg/kg 体重/日とすることが了承され、評価書(案)を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとされた。

\*<sup>3</sup>マクロライド系の抗生物質で、動物用医薬品として、牛、豚、鶏のタイロシン感受性微生物による感染症の治療及びみつばちのアメリカ腐蝕病の予防等に使用されます。

#### (4) 動物用医薬品(マルボフロキサシン)\*<sup>4</sup>の食品健康影響評価について

審議の結果、マルボフロキサシンのADIを0.004 mg/kg 体重/日とすることが了承され、評価書(案)を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとされた。

\*<sup>4</sup>フルオロキノロン系抗菌性物質として、牛の細菌性肺炎や乳房炎、豚の胸膜肺炎や大腸菌性下痢等に使用されます。

**(5) 動物用医薬品（マルボフロキサシンを有効成分とする豚の注射剤（フォーシル S））\*<sup>5</sup>の食品健康影響評価について**

審議の結果、マルボフロキサシンを有効成分とする豚の注射剤（フォーシル S）について、本製剤が適切に使用される限りにおいては、食品を通じて人の健康に影響を与える可能性は無視できる程度とすることが了承され、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとされた。

\*<sup>5</sup>動物用医薬品として、第一次選択薬が無効の場合の豚の大腸菌性下痢に使用されます。